

米子市立図書館条例施行規則の一部を改正する条例

改 正 前	改 正 後
<p>(利用証の譲渡の禁止等)</p> <p>第7条 [省略]</p> <p>2 <u>利用証の交付を受けた者は、利用証を紛失した場合又は貸出申請書に記載した事項に変更を生じた場合は、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。</u></p>	<p>(利用証の譲渡の禁止等)</p> <p>第7条 [省略]</p> <p>2 <u>利用証の交付を受けた者は、利用証を紛失した時は、速やかに、図書貸出利用証紛失届出書(別記様式第3号、別記様式第5号)を館長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>利用証の交付を受けた者は、第4条第3項前段(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定のより提出した貸出申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、貸出申請書記載事項変更届出書(別記様式第5号の2)を館長に提出しなければならない。</u></p>
	<p>(紛失の届出等)</p> <p>第8条 <u>カードの交付を受けた者は、カードを紛失したときは、紛失届(様式第7号)により、直ちに館長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(許可の申請)</p> <p>第11条 <u>条例第5条第1項若しくは第2項又は第7条の許可(以下「使用許可等」という。)を受けようとする者は、図書館使用(変更)許可申請書(別記様式第7号)又は図書館特別設備等(変更)許可申請書(別記様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第11条 <u>条例第5条第1項若しくは第2項(条例第17条第2項において準用する場合を含む。)、条例第7条又は条例第17条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)を受けようとする者は、図書館使用(変更)許可申請書(別記様式第7号)、図書館特別設備等(変更)許可申請書(別記様式第8号)又は図書館内制限行為(変更)許可申請書(別記様式第8号の2)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。</u></p>
<p>(許可書の交付)</p> <p>第12条 <u>教育委員会は、使用許可等をしたときは、図書館使用(変更)許可書(別記様式第7号、以下「使用許可書」という。)又は図書館特別設備等(変更)許可書(別記様式第8号)を申請者に交付する。</u></p>	<p>(許可書の交付)</p> <p>第12条 <u>教育委員会は、使用許可等をしたときは、図書館使用(変更)許可書(別記様式第7号、第15条第4項において以下「使用許可書」という。)、図書館特別設備等(変更)許可書(別記様式第8号)又は図書館内制限行為(変更)許可書(別記様式第8号の2)を申請者に交付する。</u></p>
<p>(使用等の取消しの届出)</p> <p>第13条 <u>条例第9条第1項の規定による届出は、図書館使用(特別設備等)取消届出書(別記様式第9号)により行うものとする。</u></p> <p>2 [省略]</p>	<p>(使用等の取消しの届出)</p> <p>第13条 <u>条例第9条第1項の規定による届出は、図書館使用(特別設備等)取消届出書(別記様式第9号)又は図書館内制限行為取消届出書(別記様式第9号の2)により行うものとする。</u></p> <p>2 [省略]</p>